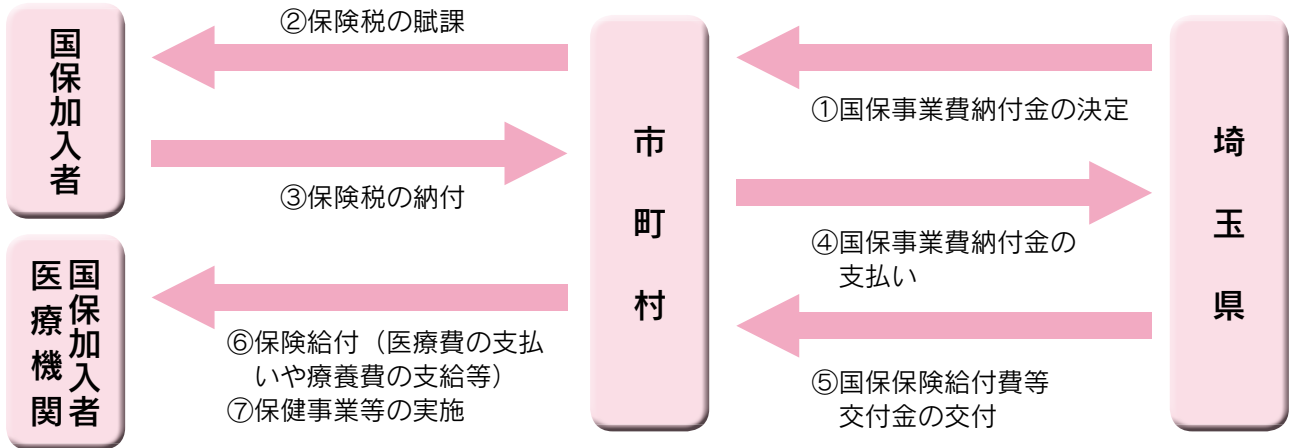


平成30年4月から 国民健康保険制度が変わります

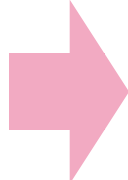
- 国民健康保険は現在、市町村それぞれが保険者となって運営していますが、平成30年度からは、**県と市町村が共同保険者となって運営します。**
- 県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を図ります。
- 市町村は、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等地域におけるきめ細かい事業を引き続き担当します。



- 《市町村の役割》
- 被保険者証の発行などの資格管理
 - 標準保険税率を参考に保険税率を決定
 - 保険給付の決定・支給
 - 健康診査など保健事業の実施 他

- 《県の役割》
- 市町村ごとの
 - ・国保事業費納付金を決定
 - ・標準保険税率を決定・公表
 - 保険給付費等必要額を市町村に全額交付 他

- 制度を改正する理由
- 増大する医療費
 - 国民健康保険が抱える構造的課題
 - (1)年齢構成が高く、医療費水準が高い
 - (2)所得水準が低い
 - (3)保険税負担が重い
 - ↓
 - 財政運営は不安定で、大変厳しい状況になっています。



- 対応
- 国民皆保険制度の中核をなす国民健康保険を将来にわたって維持するために
- 国保制度の安定化の促進
 - (1)国保に対する財政支援の拡充
 - (2)県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的役割を担当
 - ↓
 - 安定的な財政運営と効率的な事業の確保等が図られます。

保険税への影響

県と市町村が共同保険者となることにより、財政運営を県広域で実施することから、公平な負担が求められることとなります。

○県は、医療費水準・所得水準などを加味して、市町村ごとに「国保事業費納付金」「標準保険税率」を決定します。

↓

○秩父市では、合併後も被保険者の負担を考慮して、県内でも低い水準の税率等に設定し、税負担を低く抑えてきました。

制度改正後の税率については、県の示す標準保険税率等を参考にしながら、県内市町村との公平性、市の財政、被保険者の負担を十分考慮し決定してまいります。

※制度改正について、詳しくは市報2月号に掲載する予定です。
 問 保険年金課 ☎ 25-5201